

登別市指定ごみ袋広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例施行規則(平成6年規則第2号)第9条第1項の規定により指定されたごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)及び指定ごみ袋を包装する外装(以下「外装」という。)への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広告の掲載は、指定ごみ袋の用途又は目的を妨げない範囲で市の社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高いものであって、次の各号のいずれにも該当しないものについて、指定ごみ袋の用途又は目的を妨げない範囲で行うものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (8) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、掲載位置、掲載期間、申込方法等は、市長が別に定める。

2 広告の募集方法は、原則として公募とし、市公式ウェブサイトへの掲載等により周知するものとする。

(広告主の範囲)

第4条 広告を掲載することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登別市内に事務所、店舗その他の事業の用に供する拠点を有し、かつ、市税に未納がない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づく、更生又は再生手続をしていない者であること。
- (4) その他市長が別に定める要件を満たすこと。

(契約の交渉順位)

第5条 市長は、広告の掲載の適正な申込みにより提示される金額が市長が別に定める掲載料を満たす者の中から、提示金額が高い事業者から順に契約交渉順位を定める。

2 市長は、契約交渉順位の上位の者から順に契約の交渉を行うこととし、見積合わせ等所定の手続きを経て広告主を決定する。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、前条第2項に規定する見積合わせ等所定の手続きにより決定する。

2 広告主は、前項の規定により定める広告の掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告主の責任等)

第7条 広告主は、広告の内容その他の広告の掲載に関する一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関連して市及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 広告主は、広告を掲載する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(掲載の取消し)

第9条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載する広告の内容を提出しないとき。

(2) 指定する期日までに広告の掲載料を納付しないとき。

(3) 社会的信用を著しく損なうような行為をしたとき。

(4) この要綱その他当該広告の掲載に関する規定に違反したとき。

(5) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(6) その他法令、条例、規則等又は契約に重大な違反があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。